

III 応募要領

1 募集期間

令和4年10月3日（月）から 令和4年12月23日（金）とします。
なお、募集期間以後の特認入学を希望するご家庭がありましたら、お問い合わせください。

2 応募書類の入手及び応募申し込み先

白木谷小学校もしくは南国市教育委員会（南国市役所3階）学校教育課へ

《問い合わせ先》

○白木谷小学校 所在地：南国市白木谷761
TEL：088-862-0932

○南国市教育委員会 学校教育課
学校教育係または学校教育指導係へ
所在地：南国市大桶甲2301
TEL：088-880-6568（学校教育課直通）

【特認校見学】

授業日であれば、白木谷小学校長の見学をすることができます。見学希望のご家庭は、事前に南国市教育委員会に連絡の後、白木谷小学校長または教頭と電話でご相談ください。

- 白木谷小学校 就学児健診
令和4年11月17日（木）午後12：40 受付13：00～14：00
- 白木谷小学校 新入学児童一日入学
令和5年1月31日（火）午前10：50～11：50

【特認校面談日時、会場】

- 令和5年1月14日（土） 午前 9：00 ～ 12：00
- 白木谷小学校にて行います。

【特認入学決定】

令和5年1月 日（ ）以降に南国市教育委員会から、入学の可否について文書でお知らせします。

- 希望者が多い場合等には、残念ながら入学をお断わりするご家庭が出てまいります。あらかじめご了承ください。



南国市教育委員会

I 小規模小学校通学区特認校

1 特認校制度の趣旨・目的

中山間地の人々、緑あふれる自然環境、文化などその地域の風土に触れるなかで、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・保護者に、一定の条件を付して入学を認めるものです。

2 特認校入学の基本的な考え方

児童の学校指定は、教育委員会が定めた通学区域により学校を指定しますが、特認校制度は、保護者が上記の趣旨・目的を十分理解し、小規模校の持つ特色ある環境の中で児童に教育を受けさせたいという場合に限定されるものとします。

したがって、保護者が特認校への入学を希望する場合は、以下に示す条件について、十分理解したうえで、入学を認めます。

3 特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域	基本学級形態	電 話
白木谷小学校	南国市白木谷 761	南国市内 全域	単式および 複式学級	862-0932

4 令和5年度募集学年及び人数

令和5年度は、1年生を若干名特認募集します。

II 入学の条件

1 通学上の条件

- (1) スクールバスを運行していますが、運行上の時間的制約等により出発地・到着地を規定しており、その場所までは保護者の責任のもと送迎が必要となります。
- (2) スクールバスを利用せず、保護者の送迎で通学する場合は、無理なく通学できる児童に限るものとします。
- (3) 災害時や健康上の悪化等、緊急時の際には保護者の送迎が必要となります。

2 保護者の責任

登下校時における安全の確保、PTA活動への協力、その他学校の行事等に対して協力が必要となります。

3 特認入学後の最低通学期間

1年以上の通年通学を原則とします。

4 特認入学の申込方法

(1) 特認入学申込書（入学申込書：別紙様式1）

特認校への入学については、所定の申込書が必要です。

※申込書につきましては、南国市教育委員会、白木谷小学校にあります。

(2) 確認書：保護者用（別紙様式3）

保護者・児童は、希望する特認校での面談を受けた後、特認校制度の趣旨や目的等と併せて、通学への諸条件を承知したと認める確認書が必要です。

なお、特認校での面談は、学校長・学校運営協議会代表者・PTA代表者・市教委が行います。

5 特認入学の決定及び取消

入学の可否については、南国市教育委員会が決定いたします。

また、入学の許可後に虚偽の申請、特認校制度の趣旨・目的に合わない事由が生じ、支障があると認められる時は、入学の決定を取り消すことがあります。

6 特認継続への意思確認(継続申請)(別紙様式5-①)

1年ごとに特認継続への意志を継続申請書にて確認させていただきます。下記期間内に継続申請書(別紙様式5-①)を学校長にご提出ください。(校長は、継続希望書の提出を受け、確認書〔別紙様式5-②〕を添えて市教委へ提出)

在籍中に特認校制度の趣旨・目的に合わない事由が生じ支障があると認められる時は、継続を取り消すことがあります。

※継続申請の提出期間は、別途ご案内いたします。